

暫定版

**富山県内市町村における福祉医療費助成事業の現物給付（併用レセプト方式）の手引き
(保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション用)**

富山県厚生部

※過去の改訂内容については、別に改訂状況をご覧願います。

※必要に応じて、適宜時点修正いたしますので、あらかじめご了承願います。

目次

第1章 富山県内市町村における福祉医療費の助成方法について	1
1 福祉医療費助成制度の概要	1
2 併用レセプトについて	4
3 他の公費負担医療制度との優先関係	5
4 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱い	7
第2章 受給資格証について	8
1 受給資格証の様式	8
2 公費負担者番号の構成	9
第3章 自己負担金の徴収	10
第4章 高額療養費について	11
1 被用者保険（社保）の場合	11
2 国民健康保険（国保組合含む）及び後期高齢者医療の場合	12
3 高齢者医療費助成（65歳～69歳軽度）の自己負担上限額	14
第5章 レセプトの記載事項・参考例	16
1 併用レセプト作成にあたっての留意点	16
2 併用レセプト記載例	17
Q & A	42
資料編	
1 市町村公費負担者番号及び助成内容一覧	43
2 市町村子ども医療費助成実施状況一覧	47
3 問合せ先一覧	48

第1章 富山県内市町村における福祉医療費の助成方法について

1 福祉医療費助成制度の概要

(1) 福祉医療費助成制度の概要

富山県内の市町村では、乳幼児等、ひとり親家庭の親子や障害者などの福祉の増進を図るため、受診者が保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下、「医療機関等」という。）の窓口において負担する保険診療、保険調剤、訪問看護等に係る医療費に対する助成制度（福祉医療費助成事業、以下、「福祉医療費」という。）を設けています。

助成事業の区分や助成対象は、P2のとおりです。これは、富山県内の全市町村で実施されている事業を記載しており、この内容に上乗せ、または独自で助成事業を行っている市町村もありますので、詳しくは、お住まいの市町村の担当課（P49）にお問い合わせください。

(2) 福祉医療費の助成方法

福祉医療費の助成方法は、心身障害者（65歳以上重度・中度）は市町村によって「現物給付（老人医療費請求書方式）」、「償還払方式」、「自動償還払方式」に分かれています。それ以外は全て「現物給付（併用レセプト方式）」となっています。

この度、心身障害者（65歳以上重度・中度）医療費についても、令和7年8月から「現物給付（併用レセプト方式）」に移行されることとなりました。

本手引きは、心身障害者（65歳以上重度・中度）医療費助成を含めた併用レセプト方式の概要を説明するものです。医療機関等においては、この手引きをご活用ください。

なお、国では医療DX（※）の実現に向けた取り組みが進められています。本手引きは国の取り組みに合わせて適宜修正する可能性があります。

（※）保健・医療・介護の各段階（疾病の発症予防、受診、診察・治療・薬剤処方、診断書等の作成、診療報酬の請求、医療介護の連携によるケア、地域医療連携、研究開発など）において発生する情報やデータを、全体最適された基盤（クラウドなど）を通して、保健・医療や介護関係者の業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図り、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるように、社会や生活の形を変えること

<福祉医療費助成制度の概要>

区分		趣旨	助成対象	助成方法	備考	
乳児		総合母子保健対策の一環として、乳児の医療費の公費負担を行うもの	0歳児			
幼児	入院	少子化対策の一環として、幼児の医療費を助成することにより、負担の軽減を図るもの	未就学児（1歳～6歳）	現物給付 (併用レセプト方式)		
	通院					
妊産婦		総合母子保健対策の一環として、妊産婦の医療費の公費負担を行うもの	対象6疾患を罹患している妊婦（届出月から出産の翌月まで）			
ひとり親家庭等		ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭の母とその児童 ・父子家庭の父とその児童 ・父母のない児童とその養育者 ・DV防止法による保護命令を受けた父又は母とその児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) 		令和7年8月から 現物給付（併用 レセプト方式） に統一	
心身障害者 (65歳未満重度)		重度心身障害者等の保健の向上と福祉の増進を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者 			
高齢者 (65～69歳軽度)			<ul style="list-style-type: none"> ・身障手帳4級所持者の一部、5、6級所持者 ・療育手帳B所持者又は知的障害者 ・3か月以上寝たきりで常時介護を要する市町村長が認定したもの 			
心身障害者 (65歳以上重度)			<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度加入者 <重度> ・身障手帳1、2級所持者 ・療育手帳A所持者又は知的障害者(IQ35以下) ・精神保健福祉手帳1級（上記と同じ程度の障害と市町村長が認定したもの） 			
心身障害者 (65歳以上中度)			<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度加入者 <中度> ・身障手帳3級所持者、4級所持者の一部 ・精神保健福祉手帳2級（上記と同じ程度の障害と市町村長が認定したもの） 	現物給付(老人医療費請求書方式)、 自動償還払、 又は償還払		

(参考) 福祉医療費助成制度の助成方式による分類とその概要

○ 現物給付

受給者が医療機関等の窓口において、市町村が発行する「福祉医療費受給資格証（以下、「受給資格証」という。）」を提示することで、健康保険法第74条等に規定する一部負担金（3割、2割又は1割。以下、「保険診療等の一部負担金」という。）の額から、市町村の福祉医療による助成金額を差し引いた額を支払います。福祉医療費の区分により、窓口の支払いがない（無料）の場合もあります。

①併用レセプト方式

医療機関等は、「公費負担者番号」及び「受給者番号」を診療報酬明細書（以下、「レセプト」という。）に記載することで、医療保険分と併せて富山県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金富山支部（以下、「審査支払機関」という。）に福祉医療費を請求します。

②老人医療費請求書方式

医療機関等は、医療保険分はレセプトにより審査支払機関に請求し、福祉医療費分は「老人医療費請求書」により市に請求します。富山市の65歳以上重中度医療費のみで採用されていますが、併用レセプト方式への移行に伴い廃止されます。

○ 償還払方式

受診者が医療機関等に対して保険診療等の一部負担金を支払い、受診者が市町村の窓口で助成額の請求を行い、現金の給付を受ける方式です。

○ 自動償還払方式

受診者が医療機関等に対して保険診療等の一部負担金を支払い、後日、市町村から助成額が自動で振り込まれる方式です。南砺市の65歳以上重中度医療費のみで採用されています。

2 併用レセプトについて

(1) 併用レセプト方式とは

福祉医療費の現物給付方式における請求方法の一つであり、受給者は、医療機関等の窓口で被保険者証とともに「受給資格証」を提示することにより、「受給資格証」に記載された自己負担金（又は無料）を支払うことで、医療サービスを受けることができます。医療機関等は、受給者から提示された「受給資格証」に記載された「公費負担者番号」及び「受給者番号」をレセプトに併記することにより、医療保険と併せて福祉医療費を請求します。

(2) 事業の実施主体

富山県内市町村

(3) 対象となる福祉医療制度

- ①乳幼児・子ども医療費助成
 - ②妊娠婦医療費助成
 - ③ひとり親家庭等医療費助成
 - ④心身障害者医療費助成（65歳未満重度）
 - ⑤高齢者医療費助成（65歳～69歳軽度）
 - ⑥心身障害者医療費助成（65歳以上重度）
 - ⑦心身障害者医療費助成（65歳以上中度）
- ※⑥、⑦は令和7年8月分から新たに公費負担者番号（P46参照）が設定されます。

(4) 現物給付の対象者及び対象となる医療費

①対象者

市町村が定めるもの。P43～46をご確認ください。

②対象となる医療費

県内の医療機関等で負担する医科、歯科、調剤、訪問看護療養費（以下、「医療費等」という。）の法定負担割合の一部負担金額から福祉医療費の自己負担金を除いた金額（入院時食事療養費除く）。

(5) 自己負担金

上記（3）の⑤高齢者医療費助成（65歳～69歳軽度）のすべての対象者及び⑦心身障害者医療費助成（65歳以上中度）の一部の対象者は、自己負担金が生じますので、受給資格証に規定された自己負担分を窓口で徴収願います。

詳しくは、第3章（P10）で解説します。

(6) 福祉医療費の請求方法

現物給付方式による福祉医療費の請求は、併用レセプト方式により行います。

なお、現物給付の対象とならない場合については、従前どおり受給者が医療機関等の窓口で保険診療等の一部負担金を支払った後に、受給者が市町村の窓口で助成額の償還払請求の手続きを行います。

(7) 現物給付の取扱いとならないもの

次の場合には、現物給付の取扱いとなりませんので通常の保険診療等の取扱いとして自己負担額を窓口で請求してください。併用レセプト方式で請求を行った場合は返戻となりますのでご留意願います。

○ 償還払方式となる場合

- ①受診日に医療機関等で受給資格証の提示がない場合
- ②富山県外での保険診療等の場合

○ 福祉医療費の助成対象外の場合

- ①健康保険が適用されない医療サービスの場合
- ②交通事故等第三者行為による診療の場合
- ③学校や保育所での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合
- ④窓口支払（負担）のない公費負担医療制度（生活保護法による医療扶助、未熟児の養育医療など）等により福祉医療費の請求がない場合

3 他の公費負担医療制度との優先関係

「福祉医療費」よりも、他の公費負担医療制度が優先して適用となります。公費負担医療制度は、次頁をご覧ください。

ただし、先に適用した公費負担医療制度に受給者負担金がある場合は、当該受給者負担金について、「福祉医療費」の助成対象となります。

(例) 医療費 30,000 円、小児慢性特定疾病医療（自己負担 2,500 円）の場合

医療保険分（8割） 24,000 円	小慢分 3,500 円	福祉医療費分 2,500 円
-----------------------	----------------	-------------------

こども医療費助成等により窓口での支払い 0 円

保険診療等の一部負担金 6,000 円

(例) 医療費 90,000 円、更生医療（自己負担 1割）、自己負担上限なしの場合

医療保険分（7割） 63,000 円	更生医療分 18,000 円	福祉医療費分 9,000 円
-----------------------	-------------------	-------------------

保険診療等の一部負担金 27,000 円

【公費負担医療制度一覧】(令和6年4月現在)

名称	法別番号
戦傷病者特別援護法による療養の給付	13
戦傷病者特別援護法による更生医療	14
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療	18
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による新感染症の患者の入院	29
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による医療の実施に係る医療の給付	30
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療	10
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の入院	11
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院	20
障害者総合支援法による更生医療	15
障害者総合支援法による精神通院医療	21
障害者総合支援法による育成医療	16
障害者総合支援法による療養介護医療及び基準該当療養介護医療	24
麻薬及び向精神薬取締法による入院措置	22
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院	28
児童福祉法による療育の給付	17
児童福祉法による肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療	79
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費	19
母子保健法による養育医療	23
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療	52
難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療	54
特定疾患治療費、先天性血液凝固因子障害等治療費、水俣病総合対策費の国庫補助による療養費及び治療研究費、茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費及びメチル水銀の健康影響による治療研究費	51
肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付	38
児童福祉法の措置等に係る医療の給付	53
石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給	66
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法による定期検査費及び母子感染防止医療費の支給	62
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項に規定する医療支援給付	25
生活保護法による医療扶助	12

4 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の取扱い

「福祉医療費」の受給者が、学校管理下での負傷又は疾病により受診した場合は、次の点に留意してください。

- ①学校管理下での負傷又は疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費については、「福祉医療費」の助成対象とはなりません。
- ②保護者から学校管理下での負傷又は疾病であることの申し出があった場合は、「福祉医療費」を使わずに、保険診療等の一部負担金（3割又は2割）を受給者又は保護者に請求してください。

第2章 受給資格証について

福祉医療費の併用レセプト方式による現物給付を行うには、市町村が発行する受給資格証が必要になります。年度更新や有効期限到達等により資格が喪失している場合や、助成制度や居住市町村の変更などにより「公費負担者番号」や「受給者番号」が変更されている場合がありますので、医療機関等の窓口では、受診の都度、受給資格証の提示を求め、内容を確認していただくようお願いします。

なお、居住市町村の変更があった場合（住所地特例該当の場合を除く※）、変更後の「公費負担者番号」及び「受給者番号」をレセプトに記載ください。変更前の市町村の受給資格証は使用できず、変更後の市町村の受給資格証が手元にない場合は、受給者から転居後の市町村窓口へ給付を申請する「償還払方式」の取扱いとなります。医療機関等では、保険診療等の一部負担金（3割、2割又は1割）を窓口で請求してください。

※ 住所地特例（高齢者の医療の確保に関する法律 第55条など）

市区町村等が保険者となる社会保障制度について、通常、住所を異動した場合は異動に伴い保険者が変更されるが、住所地特例対象施設（介護保険施設等）へ入所・入居することにより住所を異動した場合は、異動前の地方自治体が保険者を継続する特例

1 受給資格証の様式

市町村によって多少異なりますが、現物給付方式の受給資格証は概ね次のとおりです。

○乳幼児・子ども医療費助成の例

○○市子ども医療費受給資格証(例)								
公費負担者番号	8	1	1	6	※	※	※	1
受給者番号	1	0	0	1	2	8	8	
住所	富山市新総曲輪1-7							
(保護者) 氏名	富山 太郎							
子ども	(氏名) 富山 次郎							
	(生年月日) 平成30年4月2日							
	有効期間 平成31年4月1日から (西暦)2034年3月31日まで							
	平成31年4月1日 市町村長 印							

○高齢者医療費助成(65歳～69歳軽度)の例

障 重 度 心 身 障 害 者 等 医 療 費 受 給 資 格 証 (例)								
公費負担者番号	8	5	1	6	※	※	※	1
受給者番号	1	0	0	1	2	8	8	
受給者	住所	富山市新総曲輪1-7						
	氏名	富山 太郎						
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日						
有効期間	平成31年4月1日から							
	平成31年7月31日まで							
医療機関等の窓口での 負担割合	2割							
平成31年4月1日	市町村長 印							

窓口での負担割合が記載されている場合は、その負担額を窓口で徴収して下さい。

○心身障害者医療費助成(65歳以上中度)の例

障 一部負担金助成該当者証（例）								
公費負担者番号	8	7	1	6	※	※	※	1
受給者番号	1	0	0	1	2	8	8	
受給者	住所	富山市新総曲輪1-7						
	氏名	富山 太郎						
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日						
有効期間	令和7年8月1日から							
	令和8年7月31日まで							
医療機関等の窓口での負担割合 (被保険者証の一部負担金の割合に応じて異なる)	一部負担金の割合が「1割」または「2割」 → 自己負担なし							
	一部負担金の割合が「3割」 → 自己負担「1割」							
令和7年8月1日								
市町村長 印								

後期高齢者医療被保険者証に記載されている「一部負担金の割合」に応じて、医療機関等の窓口での負担割合が異なりますので、必ず被保険者証をご確認ください。

2 公費負担者番号の構成

公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。

県内市町村ごとの番号の一覧はP 43~46 の「市町村公費負担者番号及び助成内容一覧」をご覧ください。

法別	都道府県		実施機関			検証
	1	6				

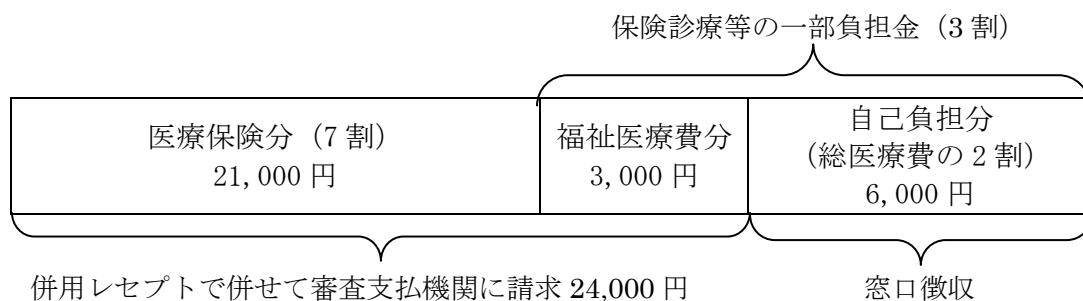
法別番号	「8 1」 …乳幼児・子ども医療費助成 「8 2」 …妊娠婦医療費助成 「8 3」 …ひとり親家庭等医療費助成 「8 4」 …心身障害者医療費助成 (65歳未満重度) 「8 5」 …高齢者医療費助成 (65歳~69歳軽度) 「8 6」 …心身障害者医療費助成 (65歳以上重度) 「8 7」 …心身障害者医療費助成 (65歳以上中度)
都道府県番号	富山県の番号は「16」になります。
実施機関番号	市町村にそれぞれ3桁の番号が決められています。
検証番号	国で定めた計算式に基づいて算出される番号になります。

第3章 自己負担金の徴収

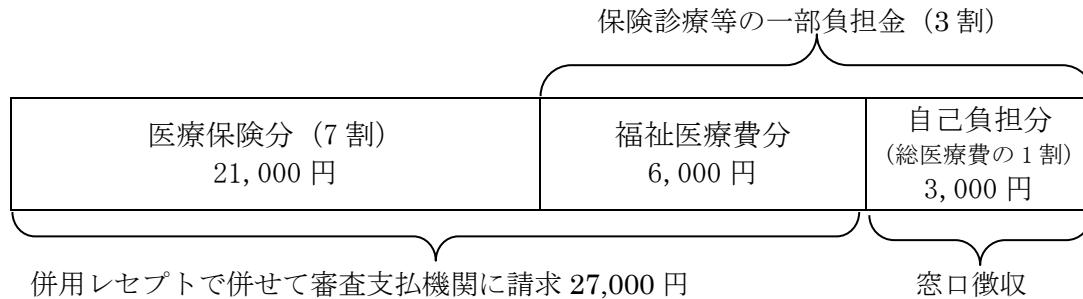
高齢者医療費助成（65歳～69歳軽度）及び心身障害者医療費助成（65歳以上中度）の一部（※）については、自己負担金が受給資格証に記載された負担割合となるよう医療費助成が適用されます。

そのため、福祉医療費に自己負担が発生する場合は、受給資格証に記載された負担割合を総医療費に適用した自己負担額を医療機関等の窓口で徴収し、本来の自己負担との差額を福祉医療費分として審査支払機関に請求していただくことになります。

（例）医療費 30,000 円 高齢者医療費助成（65歳～69歳軽度）



（例）医療費 30,000 円 心身障害者医療費助成（65歳以上中度）の一部



※心身障害者医療費助成（65歳以上中度）の受給者は、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合に応じて、福祉医療費による負担割合が異なります。

○被保険者証の一部負担金の割合が3割の場合

→福祉医療費助成の適用により、総医療費の1割が自己負担となります。

○被保険者証の一部負担金の割合が1割又は2割の場合

→福祉医療費助成の適用により、自己負担なしとなります。

第4章 高額療養費について

高額療養費に該当する場合、限度額適用後なお残る自己負担に福祉医療費を適用します。ただし、高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費の自己負担額を下回るケースなどでは、福祉医療費が適用されない場合もあります。

また、自己負担限度額については、加入する保険によって取扱いが異なる場合がありますのでご留意願います。

1 被用者保険（社保）の場合

被用者保険に加入する70歳未満の受給者の高額療養費は、平成18年厚生労働省告示により、国の公費負担医療制度と同様に、原則として、「ウ：標準報酬月額28万円～50万円」で算定します。

限度額適用認定証が提示された場合でも、その区分でなく、「ウ：標準報酬月額28万円～50万円」で算定します。（ただし、入院時食事療養費については、提示された区分に応じた標準負担額を徴収することになります。）

例外として、特定疾患治療研究事業（法別51）、小児慢性特定疾病医療支援事業（法別52）、難病法に係る特定医療費助成制度（法別54）と併用する場合、これらの制度の受給者証に記載された高額療養費の適用区分で算定します。

○福祉医療費適用により自己負担金を徴収しない場合（P24【事例8】P25【事例9】）

保険診療等の一部負担金		
医療保険分	高額療養費 保険者負担額	福祉医療費分

併用レセプトで併せて審査支払機関に請求

自己負担限度額

この金額のみを窓口
で徴収してください

○福祉医療費の自己負担金を徴収する場合（P32【事例13】）

保険診療等の一部負担金		
医療保険分	高額療養費 保険者負担額	福祉医療費分
		自己負担

併用レセプトで併せて審査支払機関に請求

自己負担限度額

この金額のみを窓口
で徴収してください

○福祉医療費が適用されない場合（P31【事例12】）

保険診療等の一部負担金		
医療保険分	高額療養費 保険者負担額	自己負担

保険単独として審査支払機関に請求

自己負担限度額

（公費を記載する併用レセプトで請求する場合は、事例を参照ください）

<高齢者医療費助成（65歳～69歳軽度）における留意点>

- ・富山市のみ該当となる70歳～74歳の高齢受給者の方については、原則として「一般所得者」の区分で算定します（【事例13-1】）。
- ・高齢者医療費助成（65歳～69歳軽度）では、窓口で「2割（又は1割）」の自己負担を定めておりますが、「限度額適用認定証（区分「エ」や「オ」等）」が提示され、福祉医療費の自己負担額が提示された限度額を超える場合は、窓口での徴収額（福祉の自己負担額）は、提示された限度額までとしてください（【事例13-2】）。（70歳～74歳の高齢受給者の低所得者においても同様です。）

2 国民健康保険（国保組合含む）及び後期高齢者医療の場合

高額療養費の支給要件として、国保法施行規則第27条の12（後期高齢者医療の場合は、高齢者医療確法施行規則第13条）に地方単独事業は公費負担医療として規定されていないため、国民健康保険（国保組合含む）及び後期高齢者医療の高額療養費は、各所得区分に応じて算定します。

高額療養費の算定が予想される場合は、あらかじめ限度額適用認定証又は限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請を行うよう受給者・保護者に案内をお願いいたします。

- ①限度額適用認定証又は限度額適用認定証・標準負担額減額認定証が提示された場合
所得区分に応じて、自己負担限度額を計算し、レセプトに記載してください。
なお、窓口での徴収額は福祉医療費の自己負担分のみとなります。

○福祉医療費適用により自己負担金を徴収しない場合（P28【事例11】）

医療保険分	保険診療等の一部負担金	
	高額療養費 保険者負担額	福祉医療費分
自己負担限度額		

併用レセプトで併せて審査支払機関に請求

○福祉医療費の自己負担金を徴収する場合（P30【事例11-2】）

医療保険分	保険診療等の一部負担金		
	高額療養費 保険者負担額	福祉医療費分	自己負担
自己負担限度額（一般・上位・低所得）			
併用レセプトで併せて審査支払機関に請求			この金額のみを窓口で徴収してください

○福祉医療費が適用されない場合 (P29【事例 11-1】)

医療保険分	保険診療等の一部負担金	
	高額療養費 保険者負担額	自己負担

保険単独として審査支払機関に請求 自己負担限度額

(公費を記載する併用レセプトで請求する場合は、事例を参照ください)

②限度額適用認定証又は限度額適用認定証・標準負担額減額認定証が提示されなかった場合

医療機関等において所得区分を把握できないため、自己負担限度額の計算及びレセプトへの記載は必要ありません。後日、市町村の福祉医療費担当課と国保保険者・後期高齢者医療保険者で調整いたします。

なお、提示されなかった場合も、窓口での徴収額は福祉医療費適用後の自己負担分のみとなります。

○福祉医療費適用により自己負担金を徴収しない場合 (P26【事例 10】)

医療保険分	保険診療等の一部負担金
	福祉医療費分

併用レセプトで併せて審査支払機関に請求

○福祉医療費の自己負担金を徴収する場合 (P27【事例 10-1】)

医療保険分	保険診療等の一部負担金		
	(高額療養費) →福祉医療費として請求	福祉医療費	自己負担

自己負担限度額 (計算不要)

併用レセプトで併せて審査支払機関に請求

この金額のみを窓口
で徴収してください

3 高齢者医療費助成（65歳～69歳軽度）の自己負担上限額

一部の市町村（P45 参照）では、住民税非課税世帯の65歳～69歳の受給者に対し、高齢者医療費助成としての「重度心身障害者等医療費限度額適用認定証」（下記例）を発行し、医療保険の自己負担限度額以下の高齢者医療費助成としての負担上限額を定めております。

※医療保険者が発行する「限度額適用認定証」とは異なります。

当該証の提示を受けた場合、窓口徴収の上限額は、以下のとおり70歳～74歳の低所得者区分I又はIIの高額療養費の限度額と同額までとしていただくよう、お願ひいたします。レセプトには、公費の一部負担金の欄に適用した限度額を記載ください。

○重度心身障害者等医療費限度額

適用認定証の例

重度心身障害者等医療費 限 度 額 適 用 認 定 証 (例)		
受給者番号		1 0 0 1 2 8 8
受給者	住所	富山市新総曲輪1-7
	氏名	富山 太郎
	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
有効期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
適用区分	区分I 又は 区分II	
上記受給者は、上記区分のとおり限度額の適用を行っているものであることを証明する。 年 月 日		
市町村長 印		

○適用区分と自己負担限度額

適用区分	外来	入院
低所得者区分II		24,600円
低所得者区分I	8,000円	15,000円

※一医療機関、1ヶ月ごと

[参考事例]

総医療費 100万円
入院日数 10日
福祉医療費自己負担 なし（乳幼児医療費助成の場合）
所得階層 区分ウ（標準報酬月額28万～50万円の方）
※簡略化のため食事療養費はないものとして計算

$$\begin{aligned} \text{自己負担限度額} &= 80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費 } (1,000,000 \text{ 円}) - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% \\ &= 87,430 \text{ 円} \end{aligned}$$

【医療費内訳】

800,000 円 保険給付額（8割）	200,000 円 保険診療等の一部負担金の額（2割）	
	112,570 円 高額療養費 保険者負担分	87,430 円 高額療養費の自己負担限度額
	87,430 円 乳幼児医療費分	

高額療養費の自己負担限度額についての考え方は、下記のとおりです。

- ① 被用者保険及び国民健康保険で限度額適用認定証の提示がある場合
自己負担限度額：87,430 円
→この金額を保険給付の負担金欄に記載してください。
- ② 被用者保険で限度額適用認定証の提示がない場合
自己負担限度額：87,430 円
→限度額は確認できますが、レセプトへの記載は必要ありません。
- ③ 国民健康保険で限度額適用認定証の提示がない場合
自己負担限度額：医療機関等では確認できませんので、レセプトに記載する必要はありません。後日、市町村にて調整します。

第5章 レセプトの記載事項・参考例

1 併用レセプト作成にあたっての留意点

- ①福祉医療費の自己負担金が「0円（無料）」の場合は、公費の一部負担金欄に「空白」若しくは「0円」と記載します。P17【事例1】参照
- ②福祉医療費は、他の公費負担医療を優先しますが、先に適用した公費負担医療制度に受給者負担金が残る場合は、当該受給者負担金について、福祉医療費の対象となります。P22【事例6】参照。
- ③他の公費負担医療との併用で、医療保険と公費負担医療の点数が異なる場合は、福祉医療費の請求欄は空欄ではなく、総医療費の点数を記載します。（訪問看護ステーションの場合は金額）P23【事例7】参照
- ④高額療養費が発生するケースは社保と国保で扱いが異なります。P24～34【事例8～13-2】参照
- ⑤他の公費負担医療との併用で、他の公費負担医療制度を優先した結果、福祉医療費の助成額及び自己負担金がともに「0円」となった場合は、福祉医療費の公費負担者番号を記載は不要でかまいません。P36【事例15】
- ⑥自己負担が生じる福祉医療費において、高額療養費の自己負担限度額や他の公費負担医療適用後の自己負担額が、当該負担割合により負担すべき額を下回る場合、福祉医療費の助成額は「0円」となります。その場合、**当該福祉医療費の公費負担者番号をレセプトに記載しない保険単独で請求するか、公費負担者番号を記載する併用レセプトで請求する場合は、「療養の給付」の「公費の請求点」をゼロとするか、または「保険の一部負担金」及び「公費の一部負担金」にそれぞれ自己負担限度額を記載ください。**P29【事例11-1】P31【事例12】P34【事例13-2】。
- ⑦公費負担者番号及び受給者番号の記載欄が不足する場合は、不足分についてレセプトの摘要欄に記載してください。
(記載項目：公費負担者番号、受給者番号、実日数（受付回数）、請求点数、負担金額、公費給付対象) P37【事例16】P40【事例19】参照

2 併用レセプト記載例

【事例 1】

医療保険と子ども医療費（81）の併用（医科）

- ・福祉医療費の自己負担金を徴収しない場合

福祉医療費制度の公費負担者番号及び受給者番号を記載

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号 16	医療機関コード 9999999	支拂額割合											
												1 後期	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一							
											2 公費	4 退職	2 併	4 六外	0 高外7								
										1 医科	3 3併	6 家外	7	8									
										保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付割合				
										被保険者証・被保険者番号帳等の記号・番号	10	9	8	7									
氏名	富山 太郎									特記事項													
										保険医療機関の所在地及び名称 ○○病院													
1男 2女 1明 2大 3招 4平 . 生																							
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害																							
傷病名	(1)									診療開始日			転帰	治ゆ	死亡	中止	診療実日数	保険	3日				
																公費①	日						
															公費②	日							
療養の給付	保険	請求点 1,500		※決定点		一部負担金 円		自己負担がない場合は、「空白」若しくは「0」となります。															
	公費①	点		点		円																	
	公費②	点		点		円		※高額療養費 円		※公費負担点数 点		※公費負担点数 点											

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : 12,000 円 = 1,500 点 × 10 × 8 割 (給付割合)

○福祉医療費 : 3,000 円 = 1,500 点 × 10 × 2 割 (負担割合)

○受給者 : 0 円

【事例 2】

医療保険と高齢者医療（65歳～69歳軽度・福祉1割負担）の併用（医科）

- ・福祉医療費の自己負担金を徴収する場合

福祉医療費制度の公費負担者番号及び受給者番号を記載

○診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県番号	16	医療機関コード	9999999			
平成31年4月分																
医科	1	①単独		3 後期		1 単独	②本外	8 高外一								
	2	2公費		4 退職	2併	4 六外	6 家外	0 高外7								
保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付割合	10 9 8 7)						
公費負担者番号①	8	5	1	6	○ ○	1	1	1	1	1						
公費負担者番号②																
被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号																
氏名	富山 次郎									特記事項						
										保険医療機関の所在地及び名称						
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . 生									○○病院							
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害																
傷病名	(1)									診療開始日	転帰	治ゆ	死亡	中止	保険	2日
															公費①	日
													公費②	日		
療養の給付	保険	請求点		※決定点		一部負担金 円										
	公費①	1,500														
	公費②	点		点		円										
3,000										※高額療養費 円		※公費負担点数 点		※公費負担点数 点		

福祉医療の負担分（1割）を除いた、自己負担額（2割）を記載

※窓口での徴収額は「10円単位（10円未満は四捨五入）」となります。レセプトは「1円単位」の記載となります。

＜療養の給付の請求金額＞

○医療保険 : 10,500 円 = 1,500 点 × 10 × 7 割 (給付割合)

○福祉医療費： 1,500 円 = 1,500 点 × 10 × 1 割（負担割合）

○受給者 : 3,000 円 = 1,500 点 × 10 × 2 割 (負担割合)

【事例 3】

妊娠婦医療費（82）の対象医療と対象外医療が生じた場合（医科）

○診療報酬明細書 (医科入院外)		都道府県番号 16	医療機関コード 9999999								
				1	1 材・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一		
				医科	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	0 高外7		
					3 3併	6 家外	給付割合	10 9 8 (7)			
				保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8						
				被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号							
氏名	富山 花子			特記事項							
				保険医療機関の所在地及び名称 ○○病院							
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生											
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害											
傷病名 (1)		診療開始日		転帰	治ゆ	死亡	中止	診療実日数	保険	4日	
									公費①	3日	
									公費②	日	
療養の給付	保険	請求点 4,000	※決定期点	一部負担金 円							
		公費①	点	点	点	点	点	点	点	点	
		公費②	3,000	点	点	点	点	点	点	点	
						※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点			

妊娠婦医療費助成の対象となる治療分の請求点数を記載

<療養の給付の請求金額>									
○医療保険 : 28,000 円 = 4,000 点 × 10 × 7 割									
○福祉医療費 : 9,000 円 = 3,000 点 × 10 × 3 割									
○受給者 : 3,000 円 = (4,000 点 - 3,000 点) × 10 × 3 割									

【事例 4】

月の途中でA市からB市へ引越しした場合

- ・同月内において、A市（公①）で2日間受診した後に、B市（公②）へ転出してB市の受給資格証を提示し、1日間のみ受診した場合

A市及びB市、両市の福祉医療費制度の
公費負担者番号及び受給者番号を記載

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号 16	医療機関コード 9999999								
平成31年4月分										1 医科	1 公費	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一				
										2 退職	2 2併	4 6外	3 3併	6 家外	0 高外7				
										3 保険者番号	1 2 3	4 5	6 7	8	給付割合 10 8 7()				
										被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号									
氏名	富山 次郎									○○病院 保険医療機関の所在地及び名称									
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生																		
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										診療開始日		転帰	治ゆ	死亡	中止	診療実日数 3日			
傷病名 (1)																公費① 2日			
																公費② 1日			
療養の給付	保険	請求点 1,500		※決定点		一部負担金 円													
	公費①	点		点		円													
	公費②	点		点		円		※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点									

<療養の給付の請求金額>

- 医療保険 : $12,000 \text{ 円} = 1,500 \text{ 点} \times 10 \times 8 \text{ 割}$
- 福祉医療費 (A市) : $2,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$
- 福祉医療費 (B市) : $1,000 \text{ 円} = 500 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$
- 受給者 : 0 円

【事例 5】

医療保険と子ども医療費（81）の併用・入院（医科）

- 「入院時食事療養費」の助成はない

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード	
1 医科	1	1	社・国	3	後期	1	単独	1	本入	7	高入一		
	2	公費	2	2併	3	3併	2	6入	5	家入	9	高入7	
保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付割合	10	9(8) 7()		
被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号													
氏名	富山 次郎					特記事項							
						保険医療機関の所在地及び名称							
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害					診療開始日		転帰	治疗	死亡	中止	診療実日数	保険 公費①	3 日 日
傷病名	(1)										公費②		日
療養の給付	保 険	請求点 10,000	※決定期点	一部負担金 円	食事・生活療養費	保 険 回 9	請求 円 5,760	※決定期点 円	(標準負担額) 円 4,140				
	公 費 ①	点	点	円		回 0	円 0	円	円 0				
	公 費 ②	点	点	円		回 0	円 0	円	円 0				
食事療養費の助成がなしの場合は「0」と記載します。													

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $80,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 点} \times 10 \times 8 \text{ 割}$

○福祉医療費 : $20,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$

○受給者 : 0 円

<食事療養費>

○医療保険 : 1,620 円 ($5,760 \text{ 円} - 4,140 \text{ 円}$)

○福祉医療費 : 0 円

○受給者 : 4,140 円

【事例 6】

医療保険と小児慢性（52）と子ども医療費（81）の3者併用（医科）

- ・小児慢性と福祉医療の点数が同じ場合

○診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県番号 16	医療機関コード 9999999	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>1 社・国</td> <td>3 後期</td> <td>1 単独</td> <td>2 本外</td> <td>8 高外一</td> </tr> <tr> <td>医科</td> <td>2 公費</td> <td>4 退職</td> <td>2 2併</td> <td>4 六外</td> <td>0 高外7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 3併</td> <td>6 家外</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険者番号</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>給付割合 (10 9 8) (7)</td> </tr> </table>								1	1 社・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一	医科	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	0 高外7				3 3併	6 家外		保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付割合 (10 9 8) (7)
1	1 社・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一																																										
医科	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	0 高外7																																										
			3 3併	6 家外																																											
保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付割合 (10 9 8) (7)																																						
										被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号																																					
氏名	富山 次郎									特記事項 28区ウ																																					
										○○病院 保険医療機関の所在地及び名称																																					
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										診療開始日		転帰	治ゆ	死亡	中止	診療実日数	保険 3日																														
傷病名 (1)																公費①	日																														
																公費②	日																														
療養の給付	保険	請求点 10,000		※決定期点		一部負担金 円																																									
	公費①	点		点		円 5,000																																									
	公費②	点		点		円		※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																																					
小児慢性の自己負担額を記載																																															

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $70,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

○小児慢性 : $25,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割} - 5,000 \text{ 円} \times 3$

(※小児慢性の自己負担上限額)

○福祉医療費 : $5,000 \text{ 円} = 5,000 \text{ 円} \times 3$ (※小児慢性の自己負担上限額)

○受給者 : 0 円

【事例 7】

医療保険と小児慢性（52）と子ども医療費（81）の3者併用（医科）

- ・小児慢性と福祉医療の点数が異なる場合

○診療報酬明細書 (医科入院外)		都道府県番号 16	医療機関コード 9999999	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>1 社・国</td> <td>3 後期</td> <td>1 単独</td> <td>2 本外</td> <td>8 高外一</td> </tr> <tr> <td>医科</td> <td>2 公費</td> <td>4 退職</td> <td>2 2併</td> <td>4 六外</td> <td>0 高外7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 3併</td> <td>6 家外</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険者番号</td> <td>1 2 3 4 5 6 7 8</td> <td>給付割合</td> <td>10 9 8 7)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>								1	1 社・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一	医科	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	0 高外7			3 3併	6 家外			保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	給付割合	10 9 8 7)				
1	1 社・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一																																
医科	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	0 高外7																																
		3 3併	6 家外																																		
保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8	給付割合	10 9 8 7)																																		
平成31年4月分																																					
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																												
公費負担者番号①	5 2 1 6 ○ ○ ○ 1	公費負担医療の受給者番号③	1 1 1 1 1 1 1 1																																		
公費負担者番号②	8 1 1 6 ○ ○ ○ 1	公費負担医療の受給者番号③	1 1 1 1 1 1 1 1																																		
被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号																																					
氏名	富山 次郎				特記事項																																
					28区ウ																																
				○○病院																																	
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害				診療開始日		転帰	治ゆ	死亡	中止	診療実日数	保険																										
傷病名 (1)										3日																											
										1日																											
										3日																											
療養の給付	保険	請求点 10,000	※決定期点	一部負担金 円																																	
	公費①	点	点	円																																	
	公費②	5,000	点	5,000																																	
			点	円	※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点																														
小児慢性の対象請求点数を記載																																					

<療養の給付の請求金額>									
○医療保険 : $70,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$									
○小児慢性 : $10,000 \text{ 円} = 5,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割} - 5,000 \text{ 円} \times \text{(※小児慢性の自己負担上限額)}$									
○福祉医療費 : $20,000 \text{ 円} = (10,000 \text{ 点} - 5,000 \text{ 点}) \times 10 \times 3 \text{ 割} + 5,000 \text{ 円} \times \text{(※小児慢性の自己負担上限額)}$									
○受給者 : 0 円									

【事例 8】

限度額適用認定証の提示がなく、高額療養費が発生する場合（社保分）

○診療報酬明細書 (医科入院)		都道府県番号	医療機関コード														
-		-															
公費負担者番号①	8	1	1	6	○	○	1	1	公費負担医療の受給者番号①	1	1	1	1	1	1	1	
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号①								
氏名	富山 次郎								特記事項	被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号							
職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害								保険医療機関の所在地及び名称								
傷病名	(1)								診療開始日		転帰	治疗	死亡	中止	診療実日数	保険	20日
																公費①	日
																公費②	日
認定証が提示されていない場合は、高額療養費の所得区分・自己負担の記載は不要																	
療養の給付	保 険	請求点 50,000	※決定期点	一部負担金 円	食事・生活療養費	保 険	回 60	請求 円 38,400	※決定期点 円	(標準負担額) 円 27,600							
	公 費①	点	点	回 0		円 0	円	円									
	公 費②	点	点	回		円	円	円									
食事療養費は「0」																	

＜療養の給付の請求金額＞

○医療保険 : 350,000 円 = 50,000 点 × 10 × 7 割

高額療養費 : 67,570 円 = (50,000 点 × 10 × 3 割) - 82,430 円 (自己負担限度額※)

○福祉医療費： 82,430 円 = 80,100 円 + (500,000 円 - 267,000 円) × 0.01

※自己

6 JOURNAL OF MARCHING BANDS

食療事良 > 保險商三二一

○医療保険 : 10,800 円

○福祉医療費： 0 円

【事例9】

限度額適用認定証（低所得者）の提示があり、高額療養費が発生する場合（社保分）

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号 医療機関コード								
公費負担者番号(1)	8	1	1	6	○	○	1	1	公費負担医療の受給者番号(1)	1	1	1	1	1	1			
									公費負担医療の受給者番号(2)									
被保険者証・被保険者番号帳等の記号・番号																		
氏名	富山 次郎										特記事項							
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生										30区才							
保険医療機関の所在地及び名称																		
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害																		
傷病名	(1)										診療開始日	転帰	治済	死亡	中止	診療実日数	保険	20日
																公費①	日	
															公費②	日		
療養の給付	保険	請求点	※決定期	一部負担金 円	食事・生活療	回	保険	請求円	※決定期	(標準負担額) 円								
	公費①	50,000	点	82,430			回	38,400	点	12,600	点	0						
限度額適用認定証が提示された場合であっても一律「区分ウ」の所得区分での計算となります。										食事療養費は「低所得者」の標準負担額となります。								

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $350,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

高額療養費 : $67,570 \text{ 円} = (50,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割}) - 82,430 \text{ 円}$ (自己負担限度額※)

○福祉医療費 : $82,430 \text{ 円} = 80,100 \text{ 円} + (500,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01$
※自己負担限度額

○受給者 : 0 円

<食事療養費>

○医療保険 : $25,800 \text{ 円} = 38,400 \text{ 円} - 12,600 \text{ 円}$

○福祉医療費 : 0 円

○受給者 : 12,600 円

【事例 10】

限度額適用認定証の提示がなく、高額療養費が発生しない場合(国保分)

(自己負担金を徴収しない福祉医療費のケース)

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード						
医 科	1	1 単 独		3 後期		1 単独		1 本入		7 高入一								
	2	2 公費		4 退職		2 併		3 六入		9 高入7								
保険者 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付 割合	10	9	8						
										7								
被保険者証・被保険者番手帳等 の記号・番号																		
氏 名	富山 次郎										特記事項							
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . 生																	
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害																		
傷 病 名	(1)										診 療 開 始 日	転 帰	治 ゆ	死 亡	中 止	診 療 実 日 数	保 険	20 日
																公費①	日	
															公費②	日		
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決 定 点		一部負担金 円		食事 ・ 生活 療 養 費	保 険	回	請 求 円		※決 定 円		(標準負担額) 円				
	公 費 ①	50,000						60		38,400				27,600				
	公 公	点	点		円			0		0		円		0				
限度額適用認定証が提示されない場合、通常の負担割合で計算します。																		

＜療養の給付の請求金額＞

○医療保険 : 350,000 円 = 50,000 点 × 10 × 7 割

○福祉医療費：150,000円=50,000点×10×3割

※高額療養費については、後日、市町村と国保保険者で調整いたします。

○受給者 : 0 円

〈食事療養費〉

○医療保険 : 10,800 円 = 38,400 円 - 27,600 円

○福祉医療費： 0 円

○受給者 : 27,600 円

【事例 10-1】

限度額適用認定証の提示がなく、高額療養費が発生しない場合(国保分)

(自己負担金を徴収する福祉医療費のケース)

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード					
1 医科	1 汎用 2 公費		3 後期 4 退職		1 単独 2 併用 3 併用 4 家入		1 本入 3 六入 5 家入		7 高入一 9 高入7								
	1	2	3	4	5	6	7	8	給付割合	10 9 8 7)							
保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8									
被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号																	
氏名	富山 次郎									特記事項							
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . 生																
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										保険医療機関の所在地址及び名称							
傷病名	(1)									診療開始日	転帰	治疗	死亡	中止	診療実日数	保険	20日
																公費①	日
																公費②	日
療養の給付	保険	請求点	※決定期点		一部負担金 円		食事・生活療養費	回	請求 円	※決定期点 円		(標準負担額) 円					
	公費①	50,000						回	38,400			27,600					
	公		点	点	円	100,000		回	0	円		0					
福祉医療費の自己負担額を記載																	

＜療養の給付の請求金額＞

○医療保険 : 350,000 円 = 50,000 点 × 10 × 7 割

○福祉医療費： 50,000 円 = (50,000 点 × 10 × 3 割) – (50,000 点 × 10 × 2 割)

※高額療養費については、後日、市町村と国保保険者で調整いたします。

○受給者 : 100,000 円

〈食事療養費〉

○医療保険 : 10,800 円 = 38,400 円 - 27,600 円

○福祉医療費： 0 円

○受給者 : 27,600 円

【事例 11】

限度額適用認定証（低所得者）の提示があり、高額療養費が発生する場合（国保分）
(自己負担金を徴収しない福祉医療費のケース)

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード		保険者 番号									
1 医 科	1 社・国		3 後期		1 単独		1 本入		7 高入一		1 2 3 4 5 6 7 8 給付 割合 10 9 8 7)												
	2 公費		4 退職		2 2併		3 3併		5 家入														
公費負担者 番号①	8	1	1	6	○	○	1	1	公費負担医 療の受給者 番号①	1	1	1	1	1	1	1	1	被保険者証・被保険者番号帳等 の記号・番号					
公費負担者 番号②									公費負担医 療の受給者 番号①														
氏名	富山 次郎								特記事項		保険医 療機関 の所在 地及び 名称												
									30区才														
職務上の事由	1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										診療 開始 日		転 帰	治 ゆ	死 亡	中 止	診 療 実 日 数	保 険	20 日				
傷病名	(1)																公費①	日					
																公費②							
療養の給付	保 険	請 求 点	※決 定 点	一部負担金	円	食 事 ・ 生 活 療 養 費	保 険	回	請 求 円	※決 定 円	(標準負担額)円												
	公 費 ①	50,000		35,400	円		公 費 ①	60	38,400		12,600	円											
	公	点	点	円			公 費 ②	0	0	円	0	円											
		点	点	円						円													

国保分は、限度額適用認定証の提示がある場合は、所得区分に応じた計算となります。

食事療養費は「低所得者」の標準負担額となります。

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $350,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

高額療養費 : $114,600 \text{ 円} = (50,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割}) - 35,400 \text{ 円}$ (自己負担限度額※)

○福祉医療費 : $35,400 \text{ 円} = 35,400 \text{ 円} \text{※自己負担限度額}$

○受給者 : 0 円

<食事療養費>

○医療保険 : $25,800 \text{ 円} = 38,400 \text{ 円} - 12,600 \text{ 円}$

○福祉医療費 : 0 円

○受給者 : 12,600 円

【事例 11-1】

限度額適用認定証（低所得者）の提示があり、高額療養費が発生する場合（国保分）
 （自己負担金を徴収する福祉医療費で、高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費
 の自己負担額を下回るケース）

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号	医療機関コード	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>1 社・國</td> <td>3 後期</td> <td>1 単独</td> <td>1 本入</td> <td>7 高入一</td> </tr> <tr> <td>医 科</td> <td>2 公費</td> <td>4 退職</td> <td>2 2併</td> <td>3 六入</td> <td>9 高入7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 3併</td> <td>5 家入</td> <td>7</td> <td>給付割合</td> <td>10 9 8 7)</td> </tr> </table>							1	1 社・國	3 後期	1 単独	1 本入	7 高入一	医 科	2 公費	4 退職	2 2併	3 六入	9 高入7		3 3併	5 家入	7	給付割合	10 9 8 7)
1	1 社・國	3 後期	1 単独	1 本入	7 高入一																															
医 科	2 公費	4 退職	2 2併	3 六入	9 高入7																															
	3 3併	5 家入	7	給付割合	10 9 8 7)																															
公費負担者番号①	8 5 1 6 ○ ○ 1 1	公費負担医療の受給者番号①	1 1 1 1 1 1 1 1	公費負担者番号②		被保険者証・被保険者番号帳等の記号・番号																														
氏名	富山 次郎							特記事項	30区才																											
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生										保険医療機関の所在地及び名称																										
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										転 治 死 中	保険	20 日																								
療養の給付	請求点	※決定期	一部負担金 円	食事・生活療養費	回	請求 円	※決定期	(標準負担額) 円																												
保 険	50,000	点	35,400	保 険	60	38,400	点	12,600																												
公 費 ①	点	点	35,400	公 費 ①	0	0	点	0																												
公 費 ②	点	点	円	公 費 ②	回	円	円	円																												

当該福祉医療費の公費負担者番号をレセプトに記載しない保険単独で請求するか、公費負担者番号を記載する併用レセプトで請求する場合は、「療養の給付」の「公費の請求点」をゼロとする、または「保険の一部負担金」及び「公費の一部負担金」にそれぞれ自己負担限度額を記載（本事例）ください。

食事療養費は「低所得者」の標準負担額となります。

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $350,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

高額療養費 : $114,600 \text{ 円} = (50,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割}) - 35,400 \text{ 円}$ (自己負担限度額※)

○福祉医療費 : 0 円※高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費の負担額 ($50,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$) より低いため、福祉医療費の助成なし

○受給者 : 35,400 円 (※自己負担限度額)

<食事療養費>

○医療保険 : $25,800 \text{ 円} = 38,400 \text{ 円} - 12,600 \text{ 円}$

○福祉医療費 : 0 円

○受給者 : 12,600 円

【事例 11-2】

限度額適用認定証（低所得者）の提示があり、高額療養費が発生する場合（国保分）
 （自己負担金を徴収する福祉医療費で、高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費
 の自己負担額を超過するケース）

○診療報酬明細書										都道府県番号		医療機関コード																																																																		
(医科入院)																																																																														
<table border="1"> <tr><td>一</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>—</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>公費負担者番号①</td><td>8</td><td>5</td><td>1</td><td>6</td><td>O</td><td>O</td><td>1</td><td>1</td><td>公費負担医療の受給者番号③</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>公費負担者番号②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公費負担医療の受給者番号④</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										一							—									公費負担者番号①	8	5	1	6	O	O	1	1	公費負担医療の受給者番号③	1	1	1	1	1	1	公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号④							<table border="1"> <tr><td>1</td><td>1 社・國</td><td>3 後期</td><td>1 単独</td><td>1 本入</td><td>7 高入一</td></tr> <tr><td>医 科</td><td>2 公費</td><td>4 退職</td><td>2 2併</td><td>3 六入</td><td>9 高入7</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>3 3併</td><td>5 家入</td><td>8</td><td>給付割合 10 9 8 7)</td></tr> </table>		1	1 社・國	3 後期	1 単独	1 本入	7 高入一	医 科	2 公費	4 退職	2 2併	3 六入	9 高入7			3 3併	5 家入	8	給付割合 10 9 8 7)	
一							—																																																																							
公費負担者番号①	8	5	1	6	O	O	1	1	公費負担医療の受給者番号③	1	1	1	1	1	1																																																															
公費負担者番号②									公費負担医療の受給者番号④																																																																					
1	1 社・國	3 後期	1 単独	1 本入	7 高入一																																																																									
医 科	2 公費	4 退職	2 2併	3 六入	9 高入7																																																																									
		3 3併	5 家入	8	給付割合 10 9 8 7)																																																																									
被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号																																																																														
<table border="1"> <tr><td>氏名</td><td colspan="5">富山 次郎</td><td colspan="4">特記事項</td></tr> <tr><td></td><td colspan="5"></td><td colspan="4">30区才</td></tr> <tr><td></td><td colspan="5">1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生</td><td colspan="4"></td></tr> <tr><td colspan="10">職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害</td></tr> </table>										氏名	富山 次郎					特記事項										30区才					1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生									職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										<table border="1"> <tr><td>保険医療機関の所在地及び名称</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>診療開始日</td><td>転帰</td><td>治ゆ</td><td>死亡</td><td>中止</td><td>診療実日数</td><td>保険</td><td>6日</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公費①</td><td>日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公費②</td><td>日</td><td></td></tr> </table>		保険医療機関の所在地及び名称			診療開始日	転帰	治ゆ	死亡	中止	診療実日数	保険	6日						公費①	日							公費②	日	
氏名	富山 次郎					特記事項																																																																								
						30区才																																																																								
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生																																																																													
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害																																																																														
保険医療機関の所在地及び名称																																																																														
診療開始日	転帰	治ゆ	死亡	中止	診療実日数	保険	6日																																																																							
					公費①	日																																																																								
					公費②	日																																																																								
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">国保分は、限度額適用認定証の提示がある場合は、所得区分に応じた計算となります。</div>																																																																														
<table border="1"> <tr><td rowspan="3">療養の給付</td><td rowspan="3">保 険</td><td>請求点</td><td>※決定点</td><td>一部負担金 円</td><td rowspan="3">食事・生活療養費</td><td rowspan="3">保 険</td><td>回</td><td>請求 円</td><td>※決定 円</td><td>(標準負担額) 円</td></tr> <tr><td>15,000</td><td></td><td>35,400</td><td>18</td><td>11,520</td><td>3,780</td></tr> <tr><td>点</td><td>点</td><td>30,000</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td colspan="2">公費①</td><td>点</td><td>点</td><td>円</td><td>公費②</td><td>回</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td colspan="2">公費</td><td>点</td><td>点</td><td>円</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										療養の給付	保 険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養費	保 険	回	請求 円	※決定 円	(標準負担額) 円	15,000		35,400	18	11,520	3,780	点	点	30,000	0	0	0	公費①		点	点	円	公費②	回	円	円	円	公費		点	点	円																															
療養の給付	保 険	請求点	※決定点	一部負担金 円	食事・生活療養費	保 険	回	請求 円	※決定 円			(標準負担額) 円																																																																		
		15,000		35,400			18	11,520	3,780																																																																					
		点	点	30,000			0	0	0																																																																					
公費①		点	点	円	公費②	回	円	円	円																																																																					
公費		点	点	円																																																																										
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; float: left; width: 45%;">福祉医療費の自己負担額を記載</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; float: right; width: 45%;">食事療養費は「低所得者」の標準負担額となります。</div>																																																																														

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $105,000 \text{ 円} = 15,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

高額療養費 : $9,600 \text{ 円} = (15,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割}) - 35,400 \text{ 円}$ (自己負担限度額※)

○福祉医療費 : $5,400 \text{ 円} = 35,400 \text{ 円} - (15,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割})$

○受給者 : $30,000 \text{ 円} = 15,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$

<食事療養費>

○医療保険 : $7,740 \text{ 円} = 11,520 \text{ 円} - 3,780 \text{ 円}$

○福祉医療費 : 0 円

○受給者 : 3,780 円

【事例 12】

高齢者医療費（65 歳～69 歳軽度）で、高額療養費が発生する場合（社保分）

（高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費の自己負担額を下回るケース）

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード	
1 医科	1 社・国		3 後期		1 単独		1 本入		7 高入一				
	2 公費		4 退職		2 併用		3 入院		5 家入				
保険者 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付 割合	10 9 8 7 0)			
被保険者証・被保険者番号帳等 の記号・番号													
氏名	富山 次郎									特記事項			
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . . 生									保険医 療機関 の所在 地及び 名称			
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										年 治 病 中			
(1) 当該福祉医療費の公費負担者番号をレセプトに記載しない保険単独で請求するか、公費負担者番号を記載する併用レセプトで請求する場合は、「療養の給付」の「公費の請求点」をゼロとする（本事例）、または「保険の一部負担金」及び「公費の一部負担金」にそれぞれ自己負担限度額を記載ください。										保険 20 日 公費① 日 公費② 日			
療養 の給付	保 険	請 求 点	※決 定 点	一部 負 担 金 円	食 事 ・ 生 活 療 養 費	保 険	回	請 求 円	※決 定 円	(標準負担額) 円			
	公 費 ①	50,000		82,430		60	38,400			27,600			
	公 費 ②	0				0	0			0			

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $350,000 \text{ 円} = 50,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

高額療養費 : $67,570 \text{ 円} = (50,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割}) - 82,430 \text{ 円}$ (※自己負担限度額)

○福祉医療費 : 0 円 ※高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費の負担額 ($50,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$) より低いため、福祉医療費の助成なし

○受給者 : 82,430 円 (※自己負担限度額)

<食事療養費>

○医療保険 : $10,800 \text{ 円} = 38,400 \text{ 円} - 27,600 \text{ 円}$

○福祉医療費 : 0 円

○受給者 : 27,600 円

【事例 13】

高齢者医療費（65 歳～69 歳軽度）で、高額療養費が発生する場合（社保分）

（高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費の自己負担額を超過するケース）

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード					
										1 医科	1 社・国	3 後期	1 単独	1 本入	7 高入一		
										2 公費	4 退職	2 2併	3 3併	5 家入	9 高入7		
保険者 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付 割合	10 70	9 80						
被保険者証・被保険者番手帳等 の記号・番号																	
氏名	富山 次郎					特記事項					保険医 療機関 の所在 地及び 名称						
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										診療 開始 日	転 帰	治 ゆ	死 亡	中 止	診 療 実 日 数	保 険	10 日
傷 病 名	(1)														公費①	日	
															公費②	日	
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※決 定 点	一部 負 担 金	円	食 事 ・ 生 活 療 養 費	回	請 求 円	※決 定 円	(標準負担額)円							
	公 費 ①	30,000	点	点	60,000	円	30	19,200	13,800								
	公 費 ②	点	点	点	60,000	円	0	0	0								
		福祉医療費の自己負担額を記載															

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $210,000 \text{ 円} = 30,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

高額療養費 : $9,570 \text{ 円} = (30,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割}) - 80,430 \text{ 円}$ (※自己負担限度額)

○福祉医療費 : $20,430 \text{ 円} = 80,430 \text{ 円} - (30,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割})$

○受給者 : $60,000 \text{ 円} = 30,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$

<食事療養費>

○医療保険 : $5,400 \text{ 円} = 19,200 \text{ 円} - 13,800 \text{ 円}$

○福祉医療費 : 0 円

○受給者 : 13,800 円

【事例 13-1】

高齢者医療費（70歳～74歳軽度・1割負担）で、高齢受給者（低所得者Ⅱ）の提示があった場合（社保分）

○診療報酬明細書 (医科入院外)										都道府県番号 16		医療機関コード 9999999						
平成31年4月分										1 医科	1 社・国 2 公費	3 後期 4 退職	1 単独 2 2併 3 3併	2 本外 4 六外 6 家外	18 高外一 8 7()			
—						—				保険者 番号	1 2 3	4	5 6 7	8	給付 割合 10 9 7() 8			
公費負担者 番号①	8	5	1	6	※	※	※	1	公費負担医 療の受給者 番号①	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1				
公費負担者 番号②									公費負担医 療の受給者 番号①									
被保険者証・被保険者番手帳等 の記号・番号																		
氏名	富山 次郎									特記事項 30区才		○○病院						
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生										保険医 療機関 の所在 地及び 名称								
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										診 療 開		転 帰	治 ゆ	死 亡	中 止	診 療 実	保 険	3日
傷 病 名	(1)															公費①	日	
70歳～74歳の高額療養費の計算は、一律「一般所得者」の所得区分での計算となります。																		
療 養 の 給 付	保 険	請 求 点 5,000		※決 定 点		一部負担金 円												
	公 費 ①	点		点		円												
	公 費 ②	点		点		円		※高額療養費 円	※公費負担点数 点	※公費負担点数 点								

<療養の給付の請求金額>

- 医療保険 : $40,000 \text{ 円} = 5,000 \text{ 点} \times 10 \times 8 \text{ 割}$
- 福祉医療費 : $5,000 \text{ 円} = (5,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}) - (5,000 \text{ 点} \times 10 \times 1 \text{ 割})$
- 受給者 : $5,000 \text{ 円} = 5,000 \text{ 点} \times 10 \times 1 \text{ 割}$

【事例 13-2】

高齢者医療費（65 歳～69 歳軽度）で、限度額適用認定証の提示があり、その限度額が適用される場合（社保分）

（高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費の自己負担額を下回るケース）

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号 医療機関コード																																						
										<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td colspan="2">1 村・国</td> <td colspan="2">3 後期</td> <td colspan="2">1 単独</td> <td colspan="2">1 本入</td> <td colspan="2">7 高入一</td> </tr> <tr> <td>医 科</td> <td>2 公費</td> <td>4 退職</td> <td>3 3併</td> <td>5 家入</td> <td>3 六入</td> <td>9 高入7</td> </tr> <tr> <td>保険者 番号</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>給付 割合</td> <td>10 9 8 (7)</td> </tr> </table>										1	1 村・国		3 後期		1 単独		1 本入		7 高入一		医 科	2 公費	4 退職	3 3併	5 家入	3 六入	9 高入7	保険者 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付 割合	10 9 8 (7)
1	1 村・国		3 後期		1 単独		1 本入		7 高入一																																							
医 科	2 公費	4 退職	3 3併	5 家入	3 六入	9 高入7																																										
保険者 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付 割合	10 9 8 (7)																																						
										被保険者証・被保険者番手帳等 の記号・番号																																						
氏名	富山 次郎									特記事項																																						
										29区工																																						
保険医 療機関 の所在 地及び 名称																																																
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害																																																
(1)										統治死中																																						
										<table border="1"> <tr> <td>保険</td> <td>10 日</td> </tr> <tr> <td>公費①</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>公費②</td> <td>日</td> </tr> </table>										保険	10 日	公費①	日	公費②	日																							
保険	10 日																																															
公費①	日																																															
公費②	日																																															
当該福祉医療費の公費負担者番号をレセプトに記載しない保険単独で請求（本事例）するか、公費負担者番号を記載する併用レセプトで請求する場合は、「療養の給付」の「公費の請求点」をゼロとする、または「保険の一部負担金」及び「公費の一部負担金」にそれぞれ自己負担限度額を記載ください。																																																
療養の 給付	保 険	請 求 点	※決 定 点	一 部 負 担 金 円	食 事 ・ 生 活 療 養 費	保 険	回	請 求 円	※決 定 円	(標準負担額)円																																						
	公 費 ①	30,000	点	57,600		30	19,200		13,800																																							
	公 費 ②	点	点	円		0	0	円	0																																							

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $210,000 \text{ 円} = 30,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

高額療養費 : $32,400 \text{ 円} = (30,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割}) - 57,600 \text{ 円}$ (※自己負担限度額)

○福祉医療費 : 0 円 ※高額療養費の自己負担限度額が福祉医療費の負担額 ($30,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$) より低いため、福祉医療費の助成なし

○受給者 : 57,600 円 (※自己負担限度額)

<食事療養費>

○医療保険 : $5,400 \text{ 円} = 19,200 \text{ 円} - 13,800 \text{ 円}$

○福祉医療費 : 0 円

○受給者 : 13,800 円

【事例 14】

医療保険と小児慢性（52）と子ども医療費（81）の3者併用（医科）

・小慢の所得区分が「区分イ（標準報酬月額53万～79万円）」の場合

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード		1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 598 599 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 698 699 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 789 790 791 792 793 794 795 796 797 797 798 799 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 889 890 891 892 893 894 895 896 897 897 898 899 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 989 990 991 992 993 994 995 996 997 997 998 999 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1097 1098 1099 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1197 1198 1199 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1297 1298 1299 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1397 1398 1399 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1497 1498 1499 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1597 1598 1599 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1697 1698 1699 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1797 1798 1799 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1849 1850 1									
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【事例 15】

医療保険と養育医療（23）と子ども医療費（81）の3者併用（医科）

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号 医療機関コード											
—		—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	
公費負担者番号①		2	3	1	6	O	O	O	1	公費負担医療の受給者番号①	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
公費負担者番号②										公費負担医療の受給者番号②											
氏名 富山 次郎										特記事項 保険医療機関の所在地及び名称											
1男 2女 1明 2大 3昭 4平 生																					
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										転治死中											
(1)										保険 30日											
他の公費を優先した結果、「福祉医療費」の助成額及び自己負担金が「0円」となる場合は、「福祉医療費」の公費負担者番号の記載は不要でかまいません。										費① 日 費② 日											
保険 100,000										請求点 ※決定期											
食事・生活療養費										一部負担金 円 回 90 57,600											
療養の給付										請求 円 回 90 57,600											
公費①										※決定 円 回 90 57,600											
公費②										標準負担額 円 回 90 57,600											

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $800,000 \text{ 円} = 100,000 \text{ 点} \times 10 \times 8 \text{ 割}$

高額療養費 : $112,570 \text{ 円} = (100,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}) - 87,430 \text{ 円}$

(※1 高額療養費自己負担限度額)

○養育医療 : $87,430 \text{ 円} = 80,100 \text{ 円} + (1,000,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% \times 1$

○福祉医療費 : 0 円 ※2

○受給者 : 0 円 ※2

※養育医療に係る自己負担徴収金と福祉医療費の調整は、後日、市町村で行います。

<食事療養費>

○医療保険 : $16,200 \text{ 円} = 57,600 \text{ 円} - 41,400 \text{ 円}$

○養育医療 : 41,400 円

【事例 16】

医療保険と、育成医療（16）、小児慢性（52）と子ども医療費（81）（4者併用）
(併用する公費が多く、公費欄に書ききれない場合)

○診療報酬明細書 (医科入院)										都道府県番号		医療機関コード	
1 医 科	1 祇・国		3 後期		1 単独		1 本入		7 高入一				
	2 公費		4 退職		2 2併		3 六入		9 高入7				
保障者 番号	1	2	3	4	5	6	7	8	給付 割合	10 9 8 (7)			
被保険者証・被保険者番号手帳等 の記号・番号													
氏 名	富山 次郎					特記事項							
						28区ウ							
保険医 療機関 の所在 地及び 名称													
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害													
(1) 併用する公費が多く、公費欄に記載できなく なった場合、摘要欄に必要事項を記載													
診療開始日 公3(8116〇〇〇1) 受(1111111) 実(5日) 請求点数: (45,000点) 負担金額: (円) 公費給付対象: (10,000円)													
療養の 給付	保 険	請 求 点 45,000	※決 定 点	一部負担金 円 (81,430) (15,000) 96,430	食 事 ・ 生 活 療 養 費	保 険	回 10	請 求 円 6,400	※決 定 円 4,600	(標準負担額)円			
	公 費 ①	点 40,000	点	円 5,000		公 費 ①	回 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
	公 費 ②	点 5,000	点	円 5,000		公 費 ②	回 10	円 6,400	円 6,400	円 4,600	円 4,600		

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $315,000 \text{ 円} = 45,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$

高額療養費 : $38,570 \text{ 円} = (40,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割}) - 81,430 \text{ 円} \times 1$

※1 自己負担限度額

$80,100 \text{ 円} + (400,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 0.01$

○育成医療 : $76,430 \text{ 円} = 81,430 \text{ 円} \times 1 - 5,000 \text{ 円}$ (※2 育成医療自己負担上限額)

○小児慢性 : $10,000 \text{ 円} = 5,000 \text{ 点} \times 10 \times 3 \text{ 割} - 5,000 \text{ 円}$ (※3 小慢自己負担上限額)

○福祉医療費 : $10,000 \text{ 円} = 5,000 \text{ 円} \times 2 + 5,000 \text{ 円} \times 3$

○受給者 : 0 円

【事例 17】 <歯科>

医療保険と子ども医療費（81）の併用

- ・福祉医療費の自己負担金を徴収しない場合

○診療報酬明細書															都道府県番号		医療機関コード							
(歯科)																								
—															3 社 歯 科		3 後期		1 単独		2 本外		8 高外一	
—															2 公費		4 退職		2 2併		4 外		6 家外	
—															3 3併		3 3併		5 5併		6 6併		7 7併	
—															7 7併		8 8併		9 9併		10 10併		11 11併	
—															11 11併		12 12併		13 13併		14 14併		15 15併	
—															16 16併		17 17併		18 18併		19 19併		20 20併	
—															21 21併		22 22併		23 23併		24 24併		25 25併	
—															26 26併		27 27併		28 28併		29 29併		30 30併	
—															31 31併		32 32併		33 33併		34 34併		35 35併	
—															36 36併		37 37併		38 38併		39 39併		40 40併	
—															41 41併		42 42併		43 43併		44 44併		45 45併	
—															46 46併		47 47併		48 48併		49 49併		50 50併	
—															51 51併		52 52併		53 53併		54 54併		55 55併	
—															56 56併		57 57併		58 58併		59 59併		60 60併	
—															61 61併		62 62併		63 63併		64 64併		65 65併	
—															66 66併		67 67併		68 68併		69 69併		70 70併	
—															71 71併		72 72併		73 73併		74 74併		75 75併	
—															76 76併		77 77併		78 78併		79 79併		80 80併	
—															81 81併		82 82併		83 83併		84 84併		85 85併	
—															86 86併		87 87併		88 88併		89 89併		90 90併	
—															91 91併		92 92併		93 93併		94 94併		95 95併	
—															96 96併		97 97併		98 98併		99 99併		100 100併	
—															101 101併		102 102併		103 103併		104 104併		105 105併	
—															106 106併		107 107併		108 108併		109 109併		110 110併	
—															111 111併		112 112併		113 113併		114 114併		115 115併	
—															116 116併		117 117併		118 118併		119 119併		120 120併	
—															121 121併		122 122併		123 123併		124 124併		125 125併	
—															126 126併		127 127併		128 128併		129 129併		130 130併	
—															131 131併		132 132併		133 133併		134 134併		135 135併	
—															136 136併		137 137併		138 138併		139 139併		140 140併	
—															141 141併		142 142併		143 143併		144 144併		145 145併	
—															146 146併		147 147併		148 148併		149 149併		150 150併	
—															151 151併		152 152併		153 153併		154 154併		155 155併	
—															156 156併		157 157併		158 158併		159 159併		160 160併	
—															161 161併		162 162併		163 163併		164 164併		165 165併	
—															166 166併		167 167併		168 168併		169 169併		170 170併	
—															171 171併		172 172併		173 173併		174 174併		175 175併	
—															176 176併		177 177併		178 178併		179 179併		180 180併	
—															181 181併		182 182併		183 183併		184 184併		185 185併	
—															186 186併		187 187併		188 188併		189 189併		190 190併	
—															191 191併		192 192併		193 193併		194 194併		195 195併	
—															196 196併		197 197併		198 198併		199 199併		200 200併	
—															201 201併		202 202併		203 203併		204 204併		205 205併	
—															206 206併		207 207併		208 208併		209 209併		210 210併	
—															211 211併		212 212併		213 213併		214 214併		215 215併	
—															216 216併		217 217併		218 218併		219 219併		220 220併	
—															221 221併		222 222併		223 223併		224 224併		225 225併	
—															226 226併		227 227併		228 228併		229 229併		230 230併	
—															231 231併		232 232併		233 233併		234 234併		235 235併	
—															236 236併		237 237併		238 238併		239 239併		240 240併	
—															241 241併		242 242併		243 243併		244 244併		245 245併	
—															246 246併		247 247併		248 248併		249 249併		250 250併	
—															251 251併		252 252併		253 253併		254 254併		255 255併	
—															256 256併		257 257併		258 258併		259 259併		260 260併	
—															261 261併		262 262併		263 263併		264 264併		265 265併	
—															266 266併		267 267併		268 268併		269 269併		270 270併	
—															271 271併		272 272併		273 273併		274 274併		275 275併	
—															276 276併		277 277併		278 278併		279 279併		280 280併	
—															281 281併		282 282併		283 283併		284 284併		285 285併	
—															286 286併		287 287併		288 288併		289 289併		290 290併	
—															291 291併		292 292併		293 293併		294 294併		295 295併	
—															296 296併		297 297併		298 298併		299 299併		300 300併	
—															301 301併		302 302併		303 303併		304 304併		305 305併	
—															306 306併		307 307併		308 308併		309 309併		310 310併	
—															311 311併		312 312併		313 313併		314 314併		315 315併	
—															316 316併		317 317併		318 318併		319 319併		320 320併	
—															321 321併		322 322併		323 323併		324 324併		325 325併	
—															326 326併		327 327併		328 328併		329 329併		330 330併	
—															331 331併		332 332併		333 333併		334 334併		335 335併	
—															336 336併		337 337併		338 338併		339 339併		340 340併	
—															341 341併		342 342併		343 343併		344 344併		345 345併	
—															346 346併		347 347併		348 348併		349 349併		350 350併	
—															351 351併		352 352併		353 353併		354 354併		355 355併	
—															356 356併		357 357併		358 358併		359 359併		360 360併	
—															361 361併		362 362併		363 363併		364 364併		365 365併	
—															366 366併		367 367併		368 368併		369 369併		370 370併	
—															371 371併		372 372併		373 373併		374 374併		375 375併	
—															376 376併		377 377併		378 378併		379 379併		380 380併	
—															381 381併		382 382併		383 383併		384 384併		385 385併	
—															386 386併		387 387併		388 388併		389 389併		390 390併	
—															391 391併		392 392併		393 393併		394 394併		395 395併	
—															396 396併		397 397併		398 398併		399 399併		400 400併	
—															401 401併		402 402併		403 403併		404 404併		405 405併	
—															406 406併		407 407併		408 408併		409 409併		410 410併	
—															411 411併		412 412併		413 413併		414 414併		415 415併	
—															416 416併		417 417併		418 418併		419 419併		420 420併	
—															421 421併		422 422併		423 423併		424 424併		425 425併	
—															426 426併		427 427併		428 428併		429 429併		430 430併	
—															431 431併		432 432併		433 433併		434 434併		435 435併	
—															436 436併		437 437併		438 438併		439 439併		440 440併	
—															441 441併		442 442併		443 443併		444 444併		445 445併	
—															446 446併		447 447併		448 448併		449 449併		450 450併	
—															451 451併		452 452併		453 453併		454 454併		455 455併	
—															456 456併		457 457併		458 458併		459 459併		460 460併	
—															461 461併		462 462併		463 463併		464 464併		465 465併	
—															466 466併		467 467併		468 468併		469 469併		470 470併	
—															471 471併		472 472併		473 473併		474 474併		475 475併	
—															476 476併		477 477併		478 478併		479 479併		480 480併	
—															481 481併		482 482併		483 483併		484 484併		485 485併	
—															486 486併		487 487併		488 488併		489 489併		490 490併	
—															491 491併		492 492併		493 493併		494 494併		495 495併	
—															496 496併		497 497併		498 498併		499 499併		500 500併	
—															501 501併		502 502併		503 503併		504 504併		505 505併	
—															506 506併		507 507併		508 508併		509 509併		510 510併	
—															511 511併		512 512併		513 513併		514 514併		515 515併	
—															516 516併		517 517併		518 518併		519 519併		520 520併	
—															521 521併		522 522併		523 523併		524 524併		525 525併	
—															526 526併		527 527併		528 528併		529 529併		530 530併	
—															531 531併		532 532併		533 533併		534 534併		535 535併	
—															536 536併		537 537併		538 538併		539 539併		540 540併	
—															541 541併		542 542併		543 543併		544 544併		545 545併	
—															546 546併		547 547併		548 548併					

【事例 18】 <歯科>

医療保険と高齢者医療（65歳～69歳軽度・福祉1割負担）の併用

- ・福祉医療費の自己負担金を徴収する場合

福祉医療費制度の公費負担者番号及び受給者番号を記載																																
○診療報酬明細書 (歯科)					都道府県番号	医療機関コード	<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>社</td> <td>国</td> <td>3 後期</td> <td>1 単独</td> <td>2 本外</td> <td>8 高外一</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>2 公費</td> <td>4 退職</td> <td>2 2併</td> <td>4 六外</td> <td>6 家外</td> <td>0 高外7</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3 3併</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>					3	社	国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一	歯科	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	6 家外	0 高外7				3 3併			
3	社	国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一																										
歯科	2 公費	4 退職	2 2併	4 六外	6 家外	0 高外7																										
			3 3併																													
-					-																											
公費負担者番号①	8	5	1	6	※	※	※	1	公費負担医療の受給者番号①	1	1	1	1	1	1	1																
										被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号																						
氏名	富山 太郎					特記事項	届出	保険医療機関の所在地及び名称																								
	1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . 生	補管	歯初診																													
職務上の事由 1職務上 2下船後3月以内 3通勤災害										診療開始日	年 月 日																					
傷病名部位											診療実日数	3日()日																				
											転帰	治癒	死亡	中止																		
摘要											点	点																				
						請求	※	合計	点																							
						請求	※		1,500																							
						決定	点	決定	※ 点																							
					患者負担額(公費)		3,000																									
					高齢者共済		円	一部負担金	減額	割(円)	免	除・支	払	予																		
							円	額	額	免	除	支	払	予																		
福祉医療費の負担分（1割）を除いた、自己負担額（2割）を記載																																

<療養の給付の請求金額>

○医療保険 : $10,500 \text{ 円} = 1,500 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$ (給付割合)

○福祉医療費 : $1,500 \text{ 円} = 1,500 \text{ 点} \times 10 \times 1 \text{ 割}$ (負担割合)

○受給者 : $3,000 \text{ 円} = 1,500 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$ (負担割合)

【事例 19】<歯科>

月の途中でA市からB市へ引越しした場合

- ・同月内において、A市（公①）で2日間受診した後に、B市（公②）へ転出してB市の受給資格証を提示し、1日間のみ受診した場合

A市の福祉医療費制度の公費負担者番号及び受給者番号を記載																							
○診療報酬明細書 (歯科)			都道府県番号	医療機関コード																			
					3	社 3 後期	1 単独 2 2併	2 本外 4 六外 3 3併	8 高外一 0 高外7														
					歯 科 2 公費	4 退職	1 1	1 1	1 1	給付割合 10 9 8 7 ()													
			公費負担者番号①	8 1 1 6 ※ ※ 1	公費負担医療の受給者番号①	1 1 1 1 1 1 1 1	被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号																
氏名	富山 太郎				特記事項	届出	保険医療機関の所在地及び名称 補管 職初診		括弧外には医療保険分の日数、括弧内にはA市福祉医療費の日数を記載														
傷病名部位	<table border="1"> <tr> <td>診療開始日</td> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>診療実日数</td> <td colspan="3">3日(2日)</td> </tr> <tr> <td>転帰</td> <td>治癒</td> <td>死亡</td> <td>中止</td> </tr> </table>											診療開始日	年 月 日			診療実日数	3日(2日)			転帰	治癒	死亡	中止
診療開始日	年 月 日																						
診療実日数	3日(2日)																						
転帰	治癒	死亡	中止																				
摘要	公2(8116〇〇〇) 受(〇〇〇〇〇〇〇) 実(1日) 請求点数(500点) 負担金額(円)				公費分	請求 決定	1,000 点 ※ 点	合計	1,500 点 ※ 点														
					患者負担額(公費)		円	決定	※ 点														
					高額療養費		円	一部負担金額	減額割(円) 円 免除・支払猶予														

摘要欄には、B市の公費負担者番号、受給者番号、実日数、点数、負担金額を記載

A市福祉医療費の負担金額を記載

<療養の給付の請求金額>

- 医療保険 : $12,000 \text{ 円} = 1,500 \text{ 点} \times 10 \times 8 \text{ 割}$
- 福祉医療費 (A市) : $2,000 \text{ 円} = 1,000 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$
- 福祉医療費 (B市) : $1,000 \text{ 円} = 500 \text{ 点} \times 10 \times 2 \text{ 割}$
- 受給者 : 0 円

【事例 20】<歯科>

医療保険と、育成医療（16）と子ども医療費（81）の3者併用する場合

（併用する公費が多く、公費欄に書ききれない場合）

育成医療制度の公費負担者番号及び受給者番号を記載

○診療報酬明細書 (歯科)										都道府県番号	医療機関コード						
3 歯科	社 2 公費		3 後期 4 退職		1 単独 2 2併 3 3併		2 本外 4 六外 6 家外		8 高外一 O 高外7								
公費負担者番号①	1	6	1	6	※	※	※	1	公費負担医療の受給者番号①	1	1	1	1	1	1	1	1
被保険者証・被保険者番手帳等の記号・番号																	
氏名	富山 太郎										特記事項	届出	保険 医療 機関 の所 在地 及 び 名 称				
傷病部位												補管・歯初診		診療開始日	年 月 日		
													診療実日数	3日			
													転帰	治癒	死亡	中止	
摘要	公2(8116〇〇〇) 受(〇〇〇〇〇〇〇) 実(3日) 請求点数(2000点) 負担金額(円)										公費分 請求 請 求	2,000 点 ※ 点	合計	点 2,000			
											決定		※ 点				
	患者負担額 (公費)										2,000 円	決定					
	高額療養費										円	一部負担 金 額	減額割(円) 円 免除・支払猶予				

摘要欄には、子ども医療費の公費負担者番号、受給者番号、実日数、点数、負担金額を記載

育成医療の負担金額を記載

<療養の給付の請求金額>

- 医療保険 : $14,000 \text{ 円} = 2,000 \text{ 点} \times 10 \times 7 \text{ 割}$
- 育成医療 : $4,000 \text{ 円} = 6,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}$ (※育成医療の自己負担割合 (1割))
- 福祉医療費 : 2,000 円
- 受給者 : 0 円

Q & A

1 受給資格証について

問1 月途中でA市からB市へ転居した場合、受給資格証はどのような取り扱いになるのか。

答1 他市町村へ転居した場合は、転出日もしくは転入日の前日をもって受給資格証の効力が喪失されますので、B市の受給資格証の提示がない場合は保険診療の一部負担金額の徴収をお願いします。

よって、B市の受給資格証の提示がなかった場合は、A市に居住していた期間のみが現物給付の対象となり、B市へ転出後でB市発行の受給資格証の有効期限の始期までにかかった医療費は、B市の窓口で給付を申請する「償還払」の取扱いとなります。

問2 受給資格証の有効期間はどのように設定されているか。

答2 市町村により異なりますので、受給資格証の有効期間の記載をご確認ください。

問3 受給資格証の確認は、月初めに行えば、同一月内は省略してもよいか。

答3 「福祉医療」は、受給資格証が発行されている市町村に居住することが給付要件の一つであるため、他の公費負担医療制度と比較すると、資格喪失・異動の頻度が高いと考えられます。

このため、過誤の発生を防止する観点から、受診の都度、必ず受給資格証と住所変更の有無を確認いただきますようお願いいたします。

問4 受診日に受給資格証の提示がなかったが、後日、同一月内に受給資格証を持ってきた場合には、遡って現物給付方式の対象としてよいか。

答4 受診日の受給資格に変更がないことを確認できた場合には、現物給付方式で取り扱っていただいて差し支えありません。

2 福祉医療費の請求について

問1 福祉医療費の請求はどこに、どのように行うのか。

答1 福祉医療費の請求は、受給者が加入している医療保険が国民健康保険の場合は、富山県国民健康保険団体連合会へ、被用者保険の場合は、社会保険診療報酬支払基金富山支部へ、医療保険と公費（「福祉医療」）の併用レセプトにより行っていただきます。

問2 受給者の加入する保険者の所在地は、富山県外でも問題ないか。

答2 受給者の居住地が富山県内であれば、保険者の所在地は関係ありません。

市町村公費負担者番号及び助成内容一覧

1. 乳幼児・子ども医療費助成

(令和6年4月現在)

市町村名	公費負担者番号							助成内容	
	法別	県	実施機関		検証	備考	自己負担	食事療養費助成	
富山市	8	1	1	6	0	0	1	2	0 助成なし
高岡市	8	1	1	6	0	0	2	0	0 助成なし
魚津市	8	1	1	6	0	0	4	6	0 助成なし
氷見市	8	1	1	6	0	0	5	3	0 助成なし
滑川市	8	1	1	6	0	0	6	1	0 助成なし
黒部市	8	1	1	6	0	0	7	9	0 助成なし
砺波市	8	1	1	6	0	0	8	7	0 助成なし
小矢部市	8	1	1	6	0	0	9	5	0 助成なし
南砺市	8	1	1	6	0	1	0	3	0 助成なし
射水市	8	1	1	6	0	1	1	1	0 助成なし
舟橋村	8	1	1	6	0	1	2	9	0 助成なし
上市町	8	1	1	6	0	1	3	7	0 助成なし
立山町	8	1	1	6	0	1	4	5	0 助成なし
入善町	8	1	1	6	0	1	6	0	0 助成なし
朝日町	8	1	1	6	0	1	7	8	0 助成なし

2. 妊産婦医療費助成

(令和6年4月現在)

市町村名	公費負担者番号							助成内容	
	法別	県	実施機関		検証	備考	自己負担	食事療養費助成	
富山市	8	2	1	6	0	0	1	1	0 助成なし
高岡市	8	2	1	6	0	0	2	9	0 助成なし
魚津市	8	2	1	6	0	0	4	5	0 助成なし
氷見市	8	2	1	6	0	0	5	2	0 助成なし
滑川市	8	2	1	6	0	0	6	0	0 助成なし
黒部市	8	2	1	6	0	0	7	8	0 助成なし
砺波市	8	2	1	6	0	0	8	6	0 助成なし
小矢部市	8	2	1	6	0	0	9	4	0 助成なし
南砺市	8	2	1	6	0	1	0	2	0 助成なし
射水市	8	2	1	6	0	1	1	0	0 助成なし
舟橋村	8	2	1	6	0	1	2	8	0 助成なし
上市町	8	2	1	6	0	1	3	6	0 助成なし
立山町	8	2	1	6	0	1	4	4	0 助成なし
入善町	8	2	1	6	0	1	6	9	0 助成なし
朝日町	8	2	1	6	0	1	7	7	0 助成なし

市町村公費負担者番号及び助成内容一覧

3. ひとり親家庭等医療費助成

(令和6年4月現在)

市町村名	公費負担者番号							助成内容	
	法別	県	実施機関		検証	備考	自己負担	食事療養費助成	
富山市	8 3 1 6 0 0 1 0						0	助成なし	
高岡市	8 3 1 6 0 0 2 8						0	助成なし	
魚津市	8 3 1 6 0 0 4 4						0	助成なし	
氷見市	8 3 1 6 0 0 5 1						0	助成なし	
滑川市	8 3 1 6 0 0 6 9						0	助成なし	
黒部市	8 3 1 6 0 0 7 7						0	助成なし	
砺波市	8 3 1 6 0 0 8 5						0	助成なし	
小矢部市	8 3 1 6 0 0 9 3						0	助成なし	
南砺市	8 3 1 6 0 1 0 1						0	助成なし	
射水市	8 3 1 6 0 1 1 9						0	助成なし	
舟橋村	8 3 1 6 0 1 2 7						0	助成なし	
上市町	8 3 1 6 0 1 3 5						0	助成なし	
立山町	8 3 1 6 0 1 4 3						0	助成なし	
入善町	8 3 1 6 0 1 6 8						0	助成なし	
朝日町	8 3 1 6 0 1 7 6						0	助成なし	

4. 心身障害者医療費助成(65歳未満重度)

(令和6年4月現在)

市町村名	公費負担者番号							助成内容	
	法別	県	実施機関		検証	備考	自己負担	食事療養費助成	
富山市※	8 4 1 6 0 0 1 9						0	助成なし	
	8 4 1 6 1 0 1 7								
高岡市	8 4 1 6 0 0 2 7						0	助成なし	
魚津市	8 4 1 6 0 0 4 3						0	助成なし	
氷見市	8 4 1 6 0 0 5 0						0	助成なし	
滑川市	8 4 1 6 0 0 6 8						0	助成なし	
黒部市	8 4 1 6 0 0 7 6						0	助成なし	
砺波市	8 4 1 6 0 0 8 4						0	助成なし	
小矢部市	8 4 1 6 0 0 9 2						0	助成なし	
南砺市	8 4 1 6 0 1 0 0						0	助成なし	
射水市	8 4 1 6 0 1 1 8						0	助成なし	
舟橋村	8 4 1 6 0 1 2 6						0	助成なし	
上市町	8 4 1 6 0 1 3 4						0	助成なし	
立山町	8 4 1 6 0 1 4 2						0	助成なし	
入善町	8 4 1 6 0 1 6 7						0	助成なし	
朝日町	8 4 1 6 0 1 7 5						0	助成なし	

※助成制度の内容は同じですが、公費番号を2つ設定しております。

市町村公費負担者番号及び助成内容一覧

5. 高齢者医療費助成(65歳～69歳軽度)

(令和6年4月現在)

市町村名	公費負担者番号							限度額適用認定証※2	助成内容	
	法別	県	実施機関			検証	自己負担		食事療養費助成	
富山市※1	8	5	1	6	0	0	1	8	1割	助成なし
高岡市	8	5	1	6	0	0	2	6	○	2割
魚津市	8	5	1	6	0	0	4	2	○	2割
氷見市	8	5	1	6	0	0	5	9	○	2割
滑川市	8	5	1	6	0	0	6	7	○	2割
黒部市	8	5	1	6	0	0	7	5		2割
砺波市	8	5	1	6	0	0	8	3	○	2割
小矢部市	8	5	1	6	0	0	9	1	○	2割
南砺市	8	5	1	6	0	1	0	9	○	2割
射水市	8	5	1	6	0	1	1	7	○	2割
舟橋村	8	5	1	6	0	1	2	5		2割
上市町	8	5	1	6	0	1	3	3		2割
立山町	8	5	1	6	0	1	4	1	○	2割
入善町	8	5	1	6	0	1	6	6	○	2割
朝日町	8	5	1	6	0	1	7	4		2割

※1 富山市の助成対象者には70歳～74歳軽度を含む。

※2 ○のある市町村は「重度心身障害者等医療費限度額適用認定証」を発行している

市町村公費負担者番号及び助成内容一覧

6. 心身障害者医療費助成(65歳以上重度)

(令和7年8月から)

市町村名	公費負担者番号							助成内容	
	法別	県	実施機関			検証	備考	自己負担	食事療養費助成
富山市	8	6	1	6	0	0	1	7	0 助成なし
高岡市	8	6	1	6	0	0	2	5	0 助成なし
魚津市	8	6	1	6	0	0	4	1	0 助成なし
永見市	8	6	1	6	0	0	5	8	0 助成なし
滑川市	8	6	1	6	0	0	6	6	0 助成なし
黒部市	8	6	1	6	0	0	7	4	0 助成なし
砺波市	8	6	1	6	0	0	8	2	0 助成なし
小矢部市	8	6	1	6	0	0	9	0	0 助成なし
南砺市	8	6	1	6	0	1	0	8	0 助成なし
射水市	8	6	1	6	0	1	1	6	0 助成なし
舟橋村	8	6	1	6	0	1	2	4	0 助成なし
上市町	8	6	1	6	0	1	3	2	0 助成なし
立山町	8	6	1	6	0	1	4	0	0 助成なし
入善町	8	6	1	6	0	1	6	5	0 助成なし
朝日町	8	6	1	6	0	1	7	3	0 助成なし

7. 心身障害者医療費助成(65歳以上中度)

(令和7年8月から)

市町村名	公費負担者番号							助成内容	
	法別	県	実施機関			検証	備考	自己負担※	食事療養費助成
高岡市	8	7	1	6	0	0	2	4	0または1割 助成なし
魚津市	8	7	1	6	0	0	4	0	0または1割 助成なし
永見市	8	7	1	6	0	0	5	7	0または1割 助成なし
滑川市	8	7	1	6	0	0	6	5	0または1割 助成なし
黒部市	8	7	1	6	0	0	7	3	0または1割 助成なし
砺波市	8	7	1	6	0	0	8	1	0または1割 助成なし
小矢部市	8	7	1	6	0	0	9	9	0または1割 助成なし
南砺市	8	7	1	6	0	1	0	7	0または1割 助成なし
射水市	8	7	1	6	0	1	1	5	0または1割 助成なし
舟橋村	8	7	1	6	0	1	2	3	0または1割 助成なし
上市町	8	7	1	6	0	1	3	1	0または1割 助成なし
立山町	8	7	1	6	0	1	4	9	0または1割 助成なし
入善町	8	7	1	6	0	1	6	4	0または1割 助成なし
朝日町	8	7	1	6	0	1	7	2	0または1割 助成なし

※後期高齢者医療被保険者証の「一部負担金の割合」に応じて異なる

制度が変更された際は隨時、時点修正します。

市町村 子ども医療費助成実施状況一覧

【留意事項】

対象年齢に達する日以後の最初の3月31日までが対象となります。

※有効期間は受給資格証に記載されています。

(令和6年4月)

市町村	助成対象						現物給付となる医療機関 0歳児～対象年齢児	
	入院			通院				
	対象年齢	自己負担金	食事療養費助成	対象年齢	自己負担金	食事療養費助成		
富山市	15歳	0	なし	15歳	0	なし	富山県内全域	
高岡市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
魚津市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
氷見市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
滑川市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
黒部市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
砺波市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
小矢部市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
南砺市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
射水市	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
舟橋村	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
上市町	15歳	0	なし	15歳	0	なし		
立山町※	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
入善町	18歳	0	なし	18歳	0	なし		
朝日町	18歳	0	なし	18歳	0	なし		

※中学校卒業後は償還払

問合せ先一覧

1 福祉医療費助成制度について

(1) 各市町村担当課

次ページのとおり

(2) 県担当課

①乳児・子ども・妊産婦医療費助成

富山県厚生部こども家庭室子育て支援課

TEL : 076-444-3226

FAX : 076-444-3496

②ひとり親家庭等医療費助成

富山県厚生部こども家庭室こども未来課

TEL : 076-444-3209

FAX : 076-444-3493

③心身障害者医療費助成（65歳未満重度）

富山県厚生部障害福祉課

TEL : 076-444-3211

FAX : 076-444-3494

④高齢者医療費助成、心身障害者医療費助成（65歳以上重度・中度）

富山県厚生部高齢福祉課

TEL : 076-444-3204

FAX : 076-444-3492

2 診療（調剤）報酬の請求、併用レセプトについて

(1) 市町村国保、国保組合分、後期高齢者医療について

富山県国民健康保険団体連合会 審査課

TEL : 076-431-9831

FAX : 076-431-9834

(2) 被用者保険（社保）分について

社会保険診療報酬支払基金富山支部

TEL : 076-425-5561

FAX : 076-491-0745

市町村担当課一覧

	子ども医療	妊産婦	ひとり親家庭	心身障害者	高齢者
富山市	こども福祉課			障害福祉課	
	076-443-2249			076-443-2102	
高岡市	子ども・子育て課			社会福祉課	
	0766-20-1381			0766-20-1369	
魚津市	こども課			社会福祉課	
	0765-23-1006			0765-23-1005	
氷見市	子育て支援課			福祉介護課	
	0766-74-8117			0766-74-8113	
滑川市	子育て応援課			福祉課	
	076-475-1489			076-475-1377	
黒部市	保険年金課				
	0765-54-2578				
砺波市	こども課			社会福祉課	
	0763-33-1111				
小矢部市	こども家庭課			社会福祉課	
	0766-67-8603			0766-67-8601	
南砺市	こども課			福祉課	
	0763-23-2010			0763-23-2009	
射水市	こども福祉課			社会福祉課	
	0766-51-6546			0766-51-6626	
舟橋村	生活環境課				
	076-464-1121				
上市町	福祉課			町民課	
	076-473-9108			076-472-2321	
立山町	住民課				
	076-462-9940				
入善町	保険福祉課				
	0765-72-1850				
朝日町	住民・子ども課			健康課	
	0765-83-1100				